










簡易貫流ボイラー洗缶

簡易貫流ボイラー洗缶									
件名									
図面	図面番号 1/4								
縮尺	年月日 令和5年4月24日								
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係	施設係	企画係	係長	係長	係
									
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊									

仕 様 書

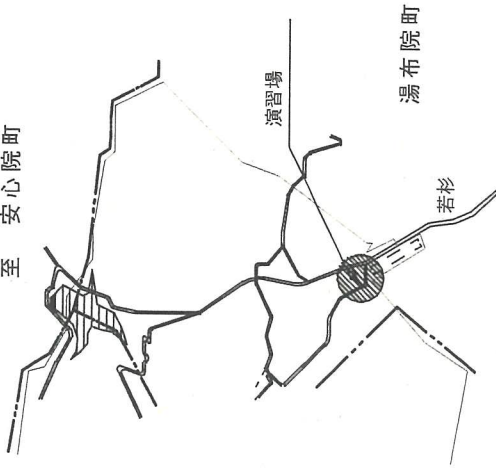
- 1 件 名：簡易貫流ボイラー洗缶
- 2 実施場所：大分県玖珠郡玖珠町日出生
陸上自衛隊日出生台演習場
- 3 概 要：KF-1000A簡易貫流ボイラー2基の洗缶整備を実施する。
- 4 一般事項
 - (1) 本作業は、仕様書によるほか「建築保全共通仕様書」及びメーカーの「機器点検清掃調整要領」に基づいて作業するものとする。
 - (2) 本作業の写真是カラーとし、作業状況を撮影し、アルバム(A4版)に整理し、1部提出する。
 - (3) また、デジタルカメラも使用できるものとし大きさはサービズ版相当とする。
 - (4) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を係官と調整を行い、工程表等を提出して係官の承認を受けなければならないものとする。
 - (5) 本仕様書・図面に記載なき事項については係官と調整をし当然実施すべき事項は、請負業者の責任において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事項においても同様とする。
 - (6) 作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意する。
 - (7) また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
 - (8) 作業以外の施設には、損傷を与えないよう十分注意をして施工すること。万一、損傷を与えた場合には係官に報告し、原因が本作業に関わると認められた場合、請負業者が賠償及び補償の責を負うものとする。
 - (9) 現場において、指定された以外への立入及び火気の使用は禁止する。
 - (10) 作業中に発生したスス・ゴミ等は請負業者の責任において処分するものとする。また、現場は常に清潔にし、片付け清掃をその都度実施すること。
 - (11) その他疑義が生じた場合は、係官と協議の上実施するものとする。
 - (12) 部隊側の電気・水道等を使用する場合は、係官の承認を受けた後使用し、その後料金を負担すること。
- 5 ボイラー諸元
 - ・型 式：KF-1000簡易貫流ボイラー (川重冷熱工業株式会社製)
 - ・最高圧力：0.98MPa
 - ・換算蒸発量：1.000kg/h
 - ・伝熱面積：4.9m²
 - ・燃料制御方式：電気式(High-Low-Off)
 - ・使用燃料：A重油(1種2号)
- 6 特記事項
 - (1) 洗缶整備箇所
 - ア 缶内・燃焼室
 - イ 燃焼装置及び水柱管の清掃
 - ウ 給水装置及び給水配管(給水ストレーナー～缶体入口まで)
 - エ 附属品及び煙道・煙突灰出口(安全弁吹出し試験を含む)
 - オ 各ストレーナーの分解整備
 - カ 試運転及び安全装置の点検
 - キ 燃焼調整及び水圧試験
 - (2) 洗缶等要領
 - ア 通給管内部の洗缶は検査穴等より目視水洗いし、底倉の有無のチェック及びスケール等付着状態を確認すること。この際、目視できない場合には、スコップ等で確実に点検すること。又、スケールの付着状態が酷く薬品による洗浄が必要な場合には、係官に報告し指示を受けなければならないものとする。
 - イ 燃焼室、煙道のスス、灰等の外部清掃作業を実施するとともに必要に応じ高圧ジェット洗浄機による洗浄作業を行うものとする。
 - ウ 図面に示す燃焼室内・附属機器・安全弁等は分解開放整備とし、組立試運転点検及び耐熱塗装は中間検査終了後とする。また、中間検査時、水圧検査時、水圧検査を行うものとし、詳細については係官より指示する。

- (3) 洗浄要領及び留意事項
 - ア 作業責任者を選任するとともに作業員の必要条件を備えており、作業安全規則に定める措置を厳守し、危害予防に十分注意して作業を実施すること。
 - イ 形状が変化する隅の部分及び火災の放射熱にさらされる燃焼室内の伝熱面の部分等特に入念に洗浄すること。
 - ウ 洗浄時に安全性に関する異常・変調又は損傷を発見した場合は、直ちに係官に報告すること。
- 7 検 査
 - 分解開放整備後、直ちに係官の中間検査を受けること。その際、付着物等再仕上げを要すると指摘された部分は遅滞なく再洗浄を行うこと。又、本整備が完了した後完成検査を受けるものとする。
- 8 その他
 - (1) この仕様書の規定外の不明事項については、係官の指示によるものとする。
 - (2) 本作業については終了後、「洗缶整備結果報告書」を作成し、1部提出するものとする。
 - (3) 耐熱塗装とは、「黒」及び「シルバー」の塗料とする。
 - (4) 定期交換部品の「電極棒」、「バーナノズル」、「バーナ用パッキン」は官給品とする。

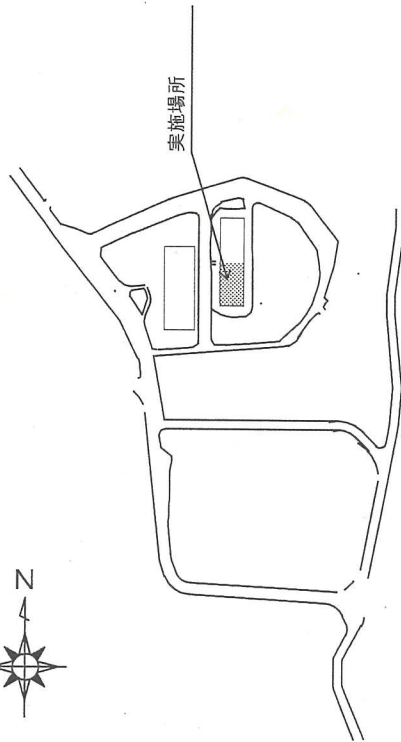
件 名	簡 易 貫 流 ボ イ ラ ー 洗 缶		
図 面	仕 様 書	図 面 番 号	2 / 4
縮 尺	年 月 日		
	陸 上 自 衛 隊 湯 布 院 駐 屯 地 地 業 務 隊		
	令和 5 年 4 月 27 日		

安心院町

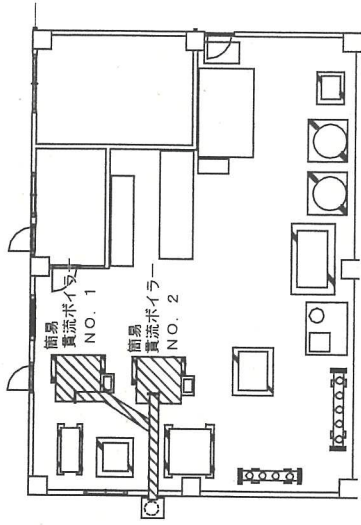
至 安心院町



案内図

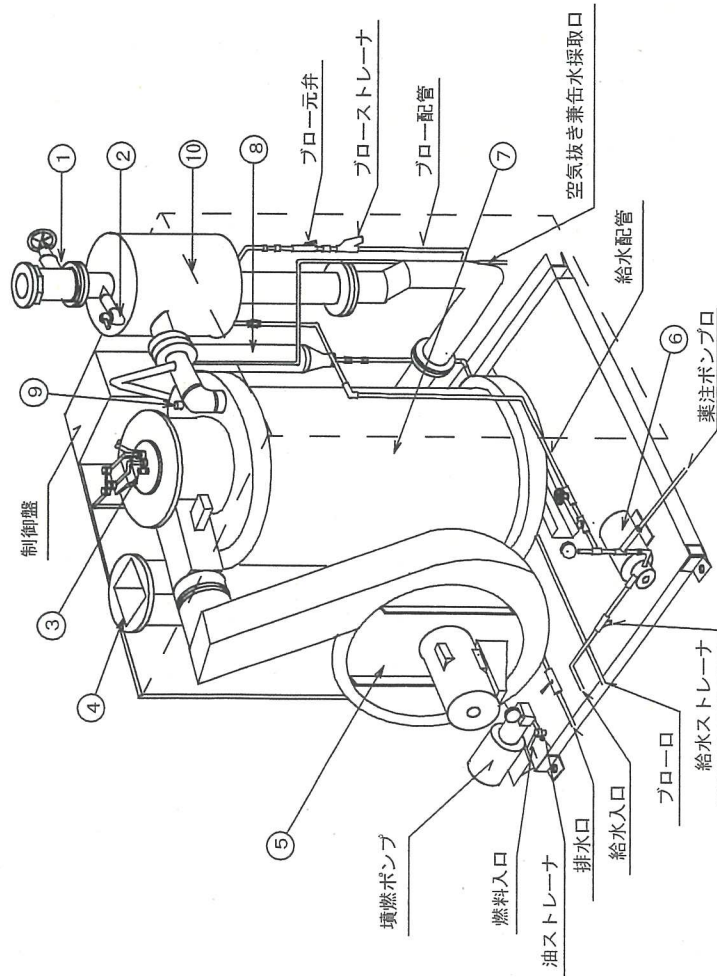


配置図



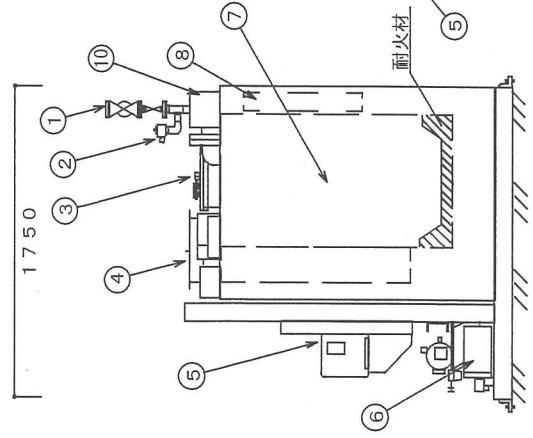
ボイラー機械室

件名	簡易蒸流ボイラー 洗缶		
図面	配置図・案内図	図面番号	3/4
縮尺	1/X	作成年月日	令和 5年 4月 24日
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			

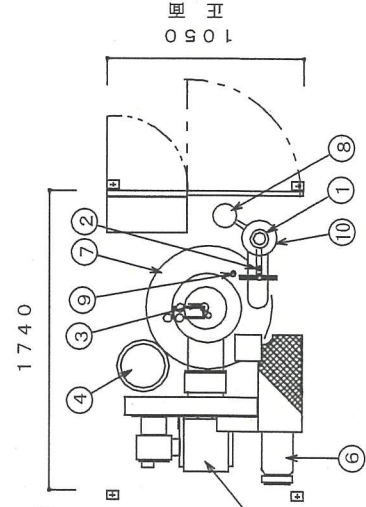


ボイラー立面図

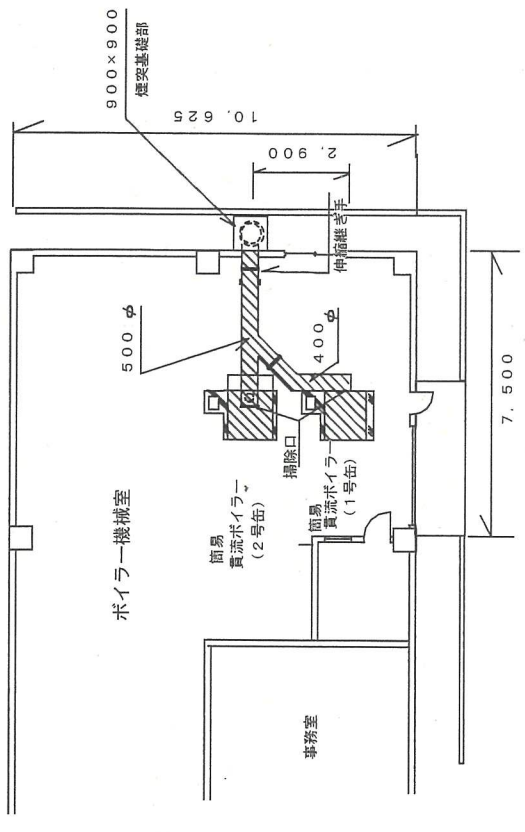
番号	名称	番号	名称
①	主蒸気弁	⑥	給水ポンプ
②	安全弁	⑦	缶体
③	バーナ	⑧	水柱管
④	排気口	⑨	検査孔
⑤	押込送風機	⑩	気水分離器



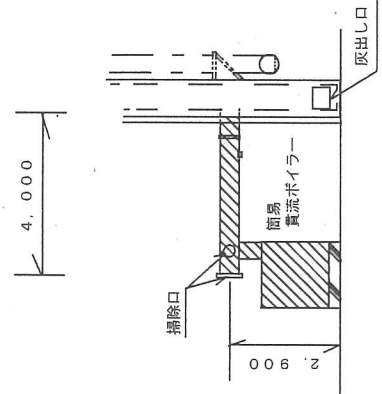
ボイラー左側面図



ボイラー右側面図



煙道平面図



煙道側面図

件名	簡易貫流ボイラー 洗缶		
立面図・平面図・側面図	図面番号	4/4	
縮尺	作成年月日	令和 5年 4月 24日	
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊			